

令和3年度答申第3号
令和3年4月12日

諮詢番号 令和2年度諮詢第118号（令和3年3月23日諮詢）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮詢に係る審査庁の判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、兄のP（以下「兄P」という。）は従軍中に肺結核にかかり、これにより復員後に死亡したと主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、兄Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、兄Pは軍属としての公務又は勤務に関連した傷病により死亡したものとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、「戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。」と規定しているところ、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護

法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている（特別弔慰金支給法2条1項）。そして、遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍属又は軍属であった者の遺族に対し、弔慰金を支給すると規定している。

- (2) 遺族援護法2条1項2号は、「もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉱員」は上記(1)の「軍属」に当たると規定している。
- (3) 遺族援護法36条1項によれば、弔慰金を受けるべき上記(1)の「遺族」の順位は、配偶者が第1順位、子が第2順位、父母が第3順位、孫が第4順位、祖父母が第5順位、兄弟姉妹が第6順位とされている。

2 事案の経緯

審査請求人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 兄Pは、昭和4年1月2日、父Qと母Rとの間に長男として出生し、昭和25年1月21日、B地で死亡した。
審査請求人は、昭和10年1月14日、父Qと母Sとの間に長女として出生した。

(除籍謄本 (戸主: 父Q))

- (2) 審査請求人は、平成29年9月22日、住所地(C市長)を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、兄Pに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

なお、本件請求について、兄Pの遺族で審査請求人よりも先順位のものはいない。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

- (3) 処分庁は、令和2年4月3日付で、審査請求人に対し、「死亡した者は戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する軍属としての公務又は勤務に関連した傷病により死亡したものとは認められないため。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

(却下通知書)

- (4) 審査請求人は、令和2年7月14日、審査庁に対し、本件却下処分不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和3年3月23日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮詢をした。

(諮詢書、諮詢説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

兄Pは、学徒動員により徵用され、D地E部隊の通信班に配属された。審査請求人の家族は、昭和22年3月、F地に引き揚げ、父Qの故郷であるB地に到着したが、従軍中に肺結核にかかっていた兄Pは、やがて寝たきりとなり、1年余の闘病の末に死亡した。兄Pが肺結核にかかったのは帰郷後ではなく従軍中であったことは、兄Pの学友の証明書、E部隊の部隊長の証明書等から明らかである。したがって、本件却下処分の取消しを求める。

第2 謀問に係る審査庁の判断

- 1 父Qは、過去に遺族援護法による遺族年金及び弔慰金の支給請求（以下「前回請求」という。）をした際、兄PはE部隊に所属していたと主張して、E部隊の部隊長の証明書や軍医の証明書等を提出したが、兄Pは軍属であったとは認められないとして、昭和44年7月24日付けで前回請求は却下処分（以下「前回却下処分」という。）となった。

その後、処分庁の調査で、兄Pの身上申告書が発見され、兄Pの所属部隊はG廠であったことが判明したが、これにより、前回請求において提出されたE部隊の部隊長の証明書や軍医の証明書等は異なる部隊に所属した者を証明したものであることが明らかとなった。

父Qは、前回却下処分に対し、異議申立てをしたが、兄Pは、昭和20年4月にG廠に傭人として採用され、G廠で勤務したが、死亡の原因となった肺結核は、帰郷した後にかかったものと認められ、上記公務の遂行と相当因果関係があるとは認められないとして、昭和48年8月29日付けで異議申立てを棄却する決定がされ、これに対する訴訟は提起されていない。

- 2 審査庁の保管資料を調査したところ、陸軍部隊略歴によれば、審査請求人が兄Pが所属していたと主張するE部隊は、H廠のことであるが、兄PがH廠に所属していたことは確認することができない。

また、留守名簿を調査したところ、兄Pは、昭和20年4月1日からG廠に傭人として在職し、昭和22年3月13日にF地へ帰還したことが確認され、引揚者名簿を調査したところ、兄Pは、家族5人（父母、兄P、審査請求人、弟）でI地を出港して、昭和22年3月13日にF地へ引き揚げたこ

とが確認された。

なお、厚生省監修の「援護 50 年史」には、各地方引揚援護局では、引揚船が入港すると、①船内での検疫、②上陸後の入国・検疫・税関検査等、③宿泊・給食、④引揚げの手続などを行い、上陸した引揚者は、検診を受けて入浴、予防注射、消毒等を受け、病人等には、引揚援護局内の検疫所診療室や国立病院で対応し、伝染病患者には、特設病院に隔離して治療に当たったとの記載がされている。

審査請求人は、兄 P が肺結核にかかったのは帰郷後ではなく従軍中であったと主張するが、上陸時の健康診断や診療等の状況についての主張はなく、裏付けとなる資料も提出していない。また、審査庁の保管資料を調査したが、兄 P の肺結核について記載した資料は、見当たらなかった。

3 以上によれば、兄 P が軍属（傭人）として G 廠に昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 22 年 3 月 13 日まで在職したことは確認することができるが、上記 1 のとおり、父 Q がした前回請求において、兄 P は軍属としての在職期間内に肺結核にかかったものとは認められていない。そして、上記 2 のとおり、審査庁の保管資料を調査したが、兄 P が軍属としての在職期間内に肺結核にかかったことを確認することができる資料は、見当たらなかった。

4 また、審査請求人が提出した資料を検討すると、審査請求人が平成 29 年 3 月 5 日付で処分庁に提出した手紙に添付した T 医師の証明書は、父 Q が前回請求において提出した T 医師の証明書とその記載内容がほぼ同じであり、証明年月日の記載がなく、作成時期が不明であることに加えて、兄 P は G 廠に所属していたにもかかわらず、E 部隊に所属していたと誤った記載をしていることから、兄 P が軍属としての在職期間内に肺結核にかかったことの裏付け資料とすることはできず、その他の提出資料も同様である。

5 念のため、父 Q が前回請求時に提出した兄 P の死亡診断書を確認すると、死亡の原因である肺結核の発病は昭和 23 年 12 月頃と記載されており、兄 P は、同月には既に軍属としての職を退いていたから、兄 P が軍属としての在職期間内に肺結核にかかったということはできない。

6 以上のことから、兄 P が軍属としての在職期間内に公務上疾病にかかり、これにより死亡したとは認められないから、審査請求人は特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。

7 したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分は違法又は不当なものではなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件請求受付（処分庁）	：平成29年11月14日
本件却下処分	：令和2年4月3日
(本件請求の受付から約2年4か月半)	
本件審査請求の受付（審査庁）	：同年7月14日
審理員意見書の提出	：同年12月18日
本件諮問	：令和3年3月23日
(審理員意見書の提出から約3か月)	

(2) そうすると、本件では、処分庁における本件請求の受付から本件却下処分までに約2年4か月半もの長期間を要しているが、一件記録によれば、処分庁は、本件請求を受ける前に、審査請求人からの照会及び審査請求人の住所地からの照会を受けて、兄Pが特別弔慰金の支給対象となる戦没者であるかについて調査をした上で、審査請求人の受給権の有無について厚生労働省に照会までしていたことが認められるから、本件請求を受けて追加の調査及び厚生労働省への正式の照会をする必要があったことを踏まえても、処分をするまでに約2年4か月半も要したということは、期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

また、本件では、審理員意見書の提出から本件諮問までに約3か月も要しているが、一件記録によれば、これは、審理員による審理手続において本件の検討に必要な資料が十分収集されていなかつたため、審理員意見書の提出を受けた審査庁において追加の資料収集とその検討をする必要があったことによるものと認められる。審査庁においては、審査員による審理手続の終結後に追加の資料収集や検討が必要となり、審理手続が長期化するという事態が生じないようにするために、審理員に対する研修の実施など、審理員による審理手続を充実させる方策を検討されたい。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件では、兄Pが遺族援護法2条1項2号に規定する軍属（「よう人」）であったことは、軍歴関係資料（身上申告書、除隊解除者連名簿、G廠留守名簿、G廠仮留守名簿）から明らかである。
- (2) そこで、以下、兄Pが遺族援護法34条1項の要件に該当するか、すなわち、兄Pが軍属としての在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したかについて検討する。

上記(1)の軍歴関係資料と引揚関係資料等（引揚者名簿、引揚者在外事実調査票、除籍謄本（戸主：父Q））によると、兄Pは、昭和20年4月1日にG廠に「傭人」として採用され、以後、G廠で勤務したが、終戦により同年8月15日にG廠が解散となったことから、昭和22年3月8日にI地を出発し、同月13日にF地に上陸し、昭和25年1月21日にB地で死亡したことが認められる。

そして、兄Pの死亡診断書によると、兄Pの死亡の原因（直接死因）は「全身衰弱」であるが、「全身衰弱」の原因是「肺結核」であり、「肺結核」を発病した年月日は「昭和23年12月頃」であるとされている。

そうすると、兄Pが肺結核にかかったのは、軍属としての在職期間ではなく、B地に帰郷した後であるということになる。

なお、父Qも、前回請求及び前回却下処分に対する異議申立てにおいて、兄Pが肺結核にかかったのは従軍中であったと主張した（前回請求に係る申立書、異議申立書）が、昭和48年8月29日、「死亡した者（注：兄P）が軍属在職中に肺結核若しくは同病に關係のある疾病にかかつていたと認めるに足る証拠はなく、死亡診断書に記載されている肺結核の発病時期（昭和23年12月頃）及び帰郷後の生活状況等から判断して、死亡した者の死亡の原因となつた同病は帰郷した後にかかつたものと認められ」として、異議申立てを棄却する決定がされている（決定書）。

- (3) これに対し、審査請求人は、兄Pが肺結核にかかったのは帰郷後ではなく従軍中であったことは、兄Pの学友の証明書、E部隊の部隊長の証明書等から明らかであると主張している（上記第1の3）。審査請求人が上記主張の証拠として引用しているのは、自らが提出した兄Pの学友の証明書とT医師の証明書のほか、父Qが前回請求において提出したE部隊の部隊長の証明書、陸軍軍医の証明書、T医師の証明書等であると考えられる。

そこで、上記の各証明書について検討すると、これらには、確かに、兄P

が在隊中に肺結核にかかったとの記載がされているが、いずれの証明書も、兄Pの所属部隊を間違って記載している。すなわち、兄Pの所属部隊は、上記(2)のとおり「G廠」であったが、上記の各証明書には、「D地E部隊」と記載されている。陸軍部隊略歴（H廠略歴、G廠略歴）によると、「D地E部隊」の「D地」とは「地名」を意味し、「E部隊」とは「H廠」の通称号であり、「H廠」と「G廠」とは別の部隊であることが認められる。したがって、陸軍の部隊長や軍医までもが兄Pについてその所属部隊を間違った証明書を書いたということは、極めて不自然である。

また、審査請求人が提出したT医師の証明書は、父Qが前回請求において提出したT医師の証明書とその内容がほぼ同じである。両者は、筆跡が類似しているから、同一人が書いたものと推認されるが、前者の証明書の3か所には、文章又は文字が挿入されている。その挿入箇所には、後者の証明書にある文章又は文字がそのまま記載されているから、前者の証明書は、後者の証明書をあたかも書き写したかのような体裁のものであって、この点も極めて不自然である。

そうすると、審査請求人が提出した証明書及び父Qが前回請求において提出した証明書に兄Pの肺結核に関する上記の記載があるからといって、兄Pが従軍中に肺結核にかかったと認めることはできず、審査請求人の上記主張は採用することができない。

- (4) したがって、兄Pが軍属としての在職期間内に肺結核にかかり、これにより死亡したとは認められないし、一件記録を精査しても、兄Pが軍属としての在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したことを確認することができる資料は見当たらないから、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委 員 原	優
委 員 野 口 貴 公 美	
委 員 村 田 珠 美	